行政書士しが

発行所　滋賀県行政書士会
発行人　井上超由／編集人　奥野慎太郎
所在地　滋賀県行政書士会館
〒520－0056
大津市末広町２－１（ＪＲ大津駅前徒歩１分）
TEL(077)525-0360・FAX(077) 528-5606
E-mail：shigakai@gyosei-shiga.or.jp
URL：http://www.gyosei-shiga.or.jp/

成年後見制度と行政書士

滋賀県行政書士会　副会長　鹿内 美恵子

判断能力が低下した方をサポートする制度として、従来の禁治産制度に代わり成年後見制度が発足して20年近くになろうとしています。

個人的感想で恐縮ですが、制度開始当初、どう運用していくか、制度利用を必要している方々をどう支援していくか、まさに手探りで行っていた頃からこれだけの月日が流れたとは感慨深いものがあります。

さて、成年後見制度制定の背景として、制度以前の禁治産制度が侮蔑的な響きを持つこと、本人の意思決定に対し配慮がなされていなかったこと、そして介護保険制度の制定により福祉サービスが契約となったことが挙げられます。

そして制定当時より多くの専門職団体が名乗りを挙げ、制度の担い手として今日までその歴史を築いてきました。

行政書士会連合会においては、平成22年に一般社団法人コスモス成年後見サポートセンターが設立され、現在全国41支部において活動をしていることは会員の皆さまもご周知のとおりで、滋賀県においても滋賀県支部が平成23年に設立されています。

平成22年の設立とはいささか遅きに失した感がありましたが、それでも設立から間もなく10年を迎えようとしている現在、「後発組」と自ら名乗るのもはばかられる状況でありましょう。

ところで、今年6月、厚生労働省から「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」が出されました。

本ガイドラインからは、成年後見制度の制定から現在に至るまでの変遷を感じ取ることができます。

民法第858条に、成年後見人は成年被後見人の意思を尊重しなければならないことが謳われていますが、現在では判断能力の低下した方（以下「本人」）を監護するといういわば「上から目線」ではなく、同じ目線から本人の意思を尊重し、本人による意思決定を促し、本人の残存能力を引き出すことにその軸足が移っていることが分かります。

本人の「権利」をどう「尊重」し「擁護」していくかという「意識」は、昨今の社会情勢を鑑みますと、専門職の資質として当然に求められることと思います。

「後発組」である私たち行政書士も、この制度の担い手として参入することを考えるとき、この「権利擁護」を認識することは極めて重要です。

時に、組織として活動するとき、どのような目的を掲げるでしょうか。

社会貢献、あるいは業務拡大でしょうか。

その目的達成のために、後見人の受任件数の数値目標も掲げられましょう。

しかしどのような目的があるにせよ、その「根」にあるのは、「権利擁護」です。

もしも、その肝心の「根」を張らずにこの活動を行うならば迷走し、周囲からの賛同も得られなくなることは必定です。

他方この業務を従来の行政書士業務の視点から見てみます。

行政書士は営業許可を独占的に扱い、顧客の経営に長きにわたって付き合う業種です。

たとえば建設業の許可申請では、人的要件の一つに「被後見人」「被保佐人」ではないことが挙げられています。

では、そうであったときに、あるいはそうなったときにどのような手立てを打たなければならないか、また、不測の事態に対応するための予防的手段は何か、を提案されることは、顧問先にとって極めて有効です。現在旬な話題でもある事業承継においても然りです。

認知症になるということは、今や当たり前とも言ってよい現象ですが、だからと言って、社長がそうなったときにステークホルダーが寛容でいてくれるかは別問題です。認知症になった本人のみならず、顧問先の会社を守るためにどういう提案ができるか、は自身の業務の大きな付加価値となりますが、まずは自らがその業務に精通していなくてはなりません。

いまや、成年後見制度、もっと広げて、権利擁護という概念を理解し身につけることは「常識的」な話となっています。

過去においても、そういう社会の潮流を「読み間違った」ことが「後発組」となった理由でありましょう。それはなにも成年後見制度に限ったことではありません。

これから行政書士の業務においても、複数の視点を持って当たらねば、おのずと淘汰されていくことになります。

前回も書きましたが、私たちはほとんどが個人事業主であり、行政書士という資格で生計を立てている者です。経済のない道徳は寝言、道徳のない経済は罪悪と言われます。士業の端くれとして理念を持ち、社会が私たちに求めるものは何か、を自覚すること。そのことが自らの業務の正しい意味での拡大につながると考えます。